

## 譲受け又は借受けの許可に係る添付書類一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の11の12第2項で規定する下記書類を添付すること。

条項	項目
第1号	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
第2号	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第1号)
第3号	【法人】直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
第4号	【個人】資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
第5号	【法人】定款又は寄附行為及び登記事項証明書
第6号	【個人】住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*
第7号	申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第3号)*
第8号	申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*
第9号	【法人】法第十四条第五項第二号イに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*
第10号	【法人】発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合 には、登記事項証明書)*
第11号	申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*

※ 公的機関から発行される証明書については、発行日から 3 ヶ月以内のものであること。

※ 下記のいずれかの許可証(当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。)の写しを添付(提出時に原本を持参又は郵送すること)することにより提出を省略できる。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条第1項)
- ・産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条第6項)
- ・産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の2第1項)
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条の4第1項)
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条の4第6項)
- ・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の5第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の許可(法第 15 条第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可(法第 15 条の2の6第1項)